

令和 6 年度

施政方針

令和 6 年 3 月 11 日

伊 平 屋 村

I はじめに

令和6年第2回伊平屋村議会の開会に当たり、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げます。

令和6年度の当初予算案などの重要な議案の審議に先立ち、村政運営に当たっての所信の一端を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症が昨年5月18日以降5類感染症に移行され、法律に基づき行政が様々な要請や関与をして行く仕組みから、個人の選択を尊重し国民の皆様の自主的な取り組みをベースとした対応へと変わりました。本村としましては引続き感染予防対策など国、県の方針を考慮しながら、コロナ過で打撃を受けた村民の暮らしや経済の再生に取り組んで行かなければならないと考えております。

しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化はエネルギーや、原材料価格高騰につながっており、我が国にも記録的な物価高騰をもたらし、村民の生活を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。又本村発注の建築工事においても資材の高騰による民間工事価格との隔たりにより、入札を辞退する状況が続き事業の期間延長を余儀なくされる状況が続いております。今後は発注方法のあり方を再検証し、民間事業者が主導的に事業に関わり、収益生を高めようと努力することによって経営改善

が効率的に行われ、市場原理や競争原理が働くことで、発注者側の事業コストが削減されるような実施方策を検討してまいります。

一方、めまぐるしく変化する社会情勢に対応し、より質の高い行政サービスを提供するためには、第5次伊平屋村総合計画に掲げる「共創・協働のむらづくり」の確立は特に重要です。今後、住民と行政の真の連携を実現するためにも、政策決定プロセスの見える化や、行政情報の積極的なオープン化を推進し、住民や民間団体との協働に対する意識の醸成を図ってまいります。

また、施策の実施においても地域との緊密な協働を重視し共に考え、実現可能な施策を精選するとともに、未来の世代へも引き継げるよう、環境へ配慮した持続可能な地域振興策を展開し、むらの将来像として掲げた「輝く里山・里海・笑顔あふれる島人～原風景と幸せが満ちた島」の実現を目指すべく決意を新たにします。

II 施策の概要

次に、令和6年度における施策の概要について、村民の求める将来像に沿って、基本姿勢と主な施策についてご説明申し上げます。

第1に、《ひと》“村の未来は教育がつくる”について申し上げます。

本村の教育は「つながり ひろがり とともに学ぶ 伊平屋の島発ち教育」の理念のもと、「島発ち教育」を中心に据え、各施策及び取組を推進します。

「島発ち教育」は、学校・家庭・地域・行政が連携・協働して、伊平屋村の幼児から小中学生、村出身高校生、そして全ての住民を対象に、本村の教育大綱及び教育振興基本計画における学校教育や社会教育及び生涯学習等、すべての施策や取組みを包含しています。

そして、本村の「島発ち教育」は「視野は世界、視点は郷土」というテーマで、地域のことを学ぶとともに、世界の出来事を学んで国際感覚を身に付ける、まさに郷土人であり国際人であるという人材を育成していきます。

さらに、情報化が加速度的に進む Society5.0 時代において、時代の変化に対応するべく、すべての教員が ICT を活用した指導を行い、子どもたちに個別最適な学びを提供するとともに、教員と生徒、そして地域が一体となって協

働的な学びを推進して参ります。

具体的には別冊の「教育方針」にてご確認下さい。

第2は、《くらし》“女性と子どもが大切にされすべての住民が安心して暮らす島”について申し上げます。

(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

「子どもや若者は地域のたから」という基本方針の下、保育士確保への継続した取組を筆頭に様々な事業を継続的且つ横断的に展開することで、子育て世帯のお父さん、お母さんが安心して産み育てる環境整備を更に充実発展させてまいります。又、乳幼児健康診査や母子保健推進員の配置、お母さんと子どもの交流の場として設置・運営しております「ウェルハピDAY」、母子健康包括センターの運営等を通じて、子育て世代が相談しやすい環境を維持展開していくことと並行し、子育て世帯の負担軽減を目的に、こども医療費助成事業をはじめ様々な助成事業を推進します。

(2) 地域医療体制の充実について

村民誰もが住み慣れた地域で、将来にわたって、安心して医療を受けられる暮らしが保障される社会を構築することを目標に県立北部病院伊平屋診療所の高台移転への計画も本年度実施計画から建設に向け、引き続き沖縄県と連動してき取り組んでまいります。又、市町村

の保健分野が取り組んだ結果が反映される「努力者支援制度」は令和4年度において全国1741市町村中77位、県内では2位という順位であることから、引き続き定期検診の受診率の向上や予防接種の充実に取り組んでまいります。

(3) 障がい者が安心して生活出来る環境の整備について

今般整備を終えた商福連携拠点施設は、新たな拠点、居場所づくりの場として、昨年11月より本格的活動が開始されました。今後の取組に利用者の「希望」を重ね、障がいの有無にかかわらず、生きがいを持って生活できる環境整備を行い福祉サービスの充実に取り組んでまいります。

(4) 高齢者が安心して生活出来る環境の整備について

65歳以上の割合が30%を超えた村内にあっても住み慣れた地域で暮らし続けるために地域支援事業等の取組を継続しつつ「個別避難計画カルテ」の作成など高齢者世帯のリスク軽減に向け取り組んでまいります。

(5) 安全・安心で強靱な島づくりについて

現在本村では、消防団員の育成強化のため定期的な訓練、消防学校での各種研修への参加など団員の質の向上に努めております。引続き団員のスキルアップのための各種研修など環境づくりに努めてまいります。

また、これまで防災行政無線の更新、観光客向け防災マップの作製及び、観光客向け備蓄倉庫の設置などを行い

安全安心なしまづくりを推進しています。今年度においても伊平屋村地域防災計画を見直し、次年度以降に国民保護計画・国土強靱化計画等を見直し更なる、安全・安心・強靱なしまづくりを推進します。

第3に、《産業》“里山・里海を活かした産業が息づく島”について申し上げます。

(1) 村内産業の活性化に向けた仕組みづくりについて

今般、村内における農林水産業や商工サービス業、観光関連産業に関連する業界団体が一堂に会した「伊平屋村産業経済活性化協議会」を設置しました。本協議会では、村内産業の課題等についての情報共有や産業活性化に向けた幅広い議論をとおり、域内経済循環率の向上や迫り来る人口減少時代を克服するための実施方策を検討してまいります。

また、本村の魅力や強みを最大限発揮し、村内における「稼ぐ力」を呼び起こすため、政策調整監を中心に、新たな産業の創出に向けた起業環境の整備を進めます。

(2) 農林水産業の推進について

本村の農林水産業を取り巻く情勢は、農水産業資材、燃料の高騰、従事者の高齢化や担い手不足、生産物価格の下落等深刻な問題を抱えており、とりわけ地域農業の担い手の育成・確保は喫緊の課題であり、新規就農対策として、国、県の新規就農支援を活用し新規就農者を支

援している状況です。今後も国、県の支援策や村独自の支援策を講じ積極的に新規規就農者の確保を推進してまいります。

また、今年度は、人・農地プランをより明確化することを目的に、地域の農地が利用しやすくなるよう、農地の集約化と農地利用の姿を明確化する地域計画を策定します。

営農については、儲かる農業を推進する上で、必要不可欠な、農地の地力増強を図る目的で、伊平屋村土層改良事業の事業計画を進めているところであります。

今後も、基幹作物であるサトウキビ、水稻、玉葱等に対する継続した農家支援と、新規作物の導入やそれらに係る技術研修等の実施、令和6年度完成予定の沖縄北部連携促進特別振興事業によるライスセンター整備、園芸施設、集出荷施設の整備、IT技術導入によるスマート農業の普及等に努めて参ります。

水産業については、今後、本村の特産品であるモズク等海面養殖のさらなる推進、ヤイトハタ、キス等陸上養殖における施設の機能強化対策を推進するとともに、施設整備が完了する伊平屋漁港荷捌き施設、漁具干し場、給油施設を運用し活気に満ちた漁業を推進します。

また、令和4年度までに第三次漁港整備計画が完了した伊平屋漁港と老朽化の進む田名漁港荷捌き施設、田名アカシ海岸突堤施設の事業化については、第四次漁港整備計画を視野に推進して参ります。

今後とも、本村の農林水産業の特性や優れた地域財産である里山、里海を活用できる体験交流施設の整備等を図り、観光交流産業と連携した農業体験や漁業体験を推進し安定した就労環境及び所得向上を目指します。

(3) 観光交流産業の振興について

本村にふさわしい交流事業として、地域の主体的な取り組みによる「グリーンツーリズム・森林ツーリズム・ブルーツーリズム」を推進します。昨年半ばまで続いたコロナ感染症の影響により、停滞していた観光産業もコロナ感染症の第5類位置づけに伴い全てのイベント等が復活し、活況を帯びてきています。今後は、観光交流事業に携わるコーディネーターやインストラクター等の人材育成を図ると共に、北部広域圏事務組合が推し進めている地域に即した観光メニューの発掘及び観光DMO創設に向け北部12市町村と共に推進します。

また、令和5年度にシステム構築したフェリーオンライン予約システムを土台（プラットフォーム）とし、観光関係事業者と連携・情報共有を図ることにより本村における観光DX化に向けた足掛かりとします。

第4に、《社会基盤》“安全安心、快適な暮らしを支えるしまづくり”について申し上げます。

(1) 交通環境の整備について

伊平屋・伊是名両村ともに海上交通が唯一の交通手段

であることから、台風や荒天時における欠航や物通の乱れによって村民生活に多大な支障をもたらしております。そのため、伊平屋空港の整備は生活利便性の向上や島の発展の観点からも必要不可欠な事業であります。住民意見では期待値が低いことから住民との意見交換を行い、整備の必要性、早期事業実施について努めます。

道路については、生活利便性、観光振興、産業振興の支えになることから環境・景観に配慮しながら整備を推進するとともに、経年劣化等による損傷が著しい舗装の再整備に加え、緊急時への対応を含めた機能向上、計画的な維持管理に努めます。

また、夜間交通や災害時等の機能強化として、沖縄離島活性化推進事業により、村一円を対象に、ネットワーク機能を活用した外灯整備を令和5年度から令和6年度にかけ整備します。

港湾施設の整備に関しては、従前より整備を進めていた前泊港ポートターミナルが令和6年6月を目処に完成が見込まれております。村の玄関口である本施設の完成により、快適で利便性の高いサービスの提供とポストコロナによる観光需要の持ち直しによって、賑わいと活気にあふれた観光地形成に寄与できるものと期待しております。

他方、もともと用地が狭小である本港は、荷捌き施設の整備によって車両待機に伴う交通渋滞や、上下船時の旅客の安全性確保対策が新たな課題として生じて

いることから、ひきつづき港湾管理者である沖縄県へ用地拡幅を求めるとともに、村の独自プロジェクトとしてガタ地区における港湾区域の埋立事業の可能性について検討を進めてまいります。

(2) 生活環境の整備について

農業集落排水事業については、老朽化した田名、島尻地区の施設機能強化が完了しておりますが、今後も施設の整備と適正な施設管理、修繕に努め、快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めていきます。

簡易水道事業につきましては、沖縄県企業局建設の新浄水場が完成し、昨年11月より水道水の供給が開始しております。

また、浄水施設の整備に合わせ、老朽化している配水管の更新工事を村発注で、順次進めていきます。

今後も引き続き、管路更新を進め、基本計画(水道ビジョン)を基に、維持管理等のコスト軽減を図るとともに、より一層の経営改善に取り組み、安心・安全な水の供給に努めていきます。

安定的なごみ処理体制の構築につきましては、本年度より定期点検を実施し、機能維持を行いながら、維持コストの標準化を推進し、施設内の環境整備も継続して取り組んでまいります。

(3) 住宅の整備について

村営住宅においては、村内に33棟117戸が整備されておりますが、老朽化が進んでいる棟もあり、良好な居

住生活環境を維持するために適時修繕、適時改修等を行う必要があるため、長寿命化計画等を策定し、老朽化の著しい公営住宅から計画的に改修・修繕等を行います。また、従前より整備を進めていた特定専門職定住促進住宅の完成を契機に、本村の移住・定住環境整備に必要な不可欠な人材を確保してまいります。そして新たな公営住宅の整備とあわせ、集落内の空き家調査や古民家の改修等を行い、近年増加してきている移住定住希望者がいつでも移住できる住宅環境整備を推進し、村づくりや産業振興を図っていくうえで必要な「社会人口の増」の促進に努めます。

(3) 公園・広場の整備について

観光振興を進める本村においては、米崎海浜公園は観光の拠点となっており、透明度が高く美しいビーチに囲まれ、海水浴やマリンスポーツといった海洋レジャーに加え、ビーチの目の前でキャンプが楽しめる村内有数の人気観光スポットとなっておりますが、近年では社会情勢に起因する価値観の変化や、繁忙期におけるキャパシティ不足、海浜公園特有の塩害等の影響により、施設の魅力や利便性の低下がみられることから、観光拠点である米崎海浜公園に所在する施設の改修・新設等により施設機能の強化を行い、安全・安心で持続的かつ魅力ある観光地形成に努めます。

また、各集落に点在する農村公園やとらず公園及び念頭平松公園等は、引き続き適正な維持管理に努めるとと

もに、子育て世代のニーズに即した遊具施設の整備とあわせ、片隈神社周辺でのツツジ公園整備の事業化についても検討を進めてまいります。

(4) 情報通信基盤の整備について

離島である本村では、地域の情報化の促進を図ることは地理的不利性を克服し、定住条件の整備と産業振興を図る上で必要不可欠です。今年度策定予定の「DX推進計画」に基づき、引き続き教育や産業、行政サービス等の各分野における情報基盤の整備や、利活用を促進し、デジタルデバイド（情報格差）対策とあわせ自治体DXを推進します。

第5に、《環境》“豊かな自然と歩み続ける島”について申し上げます。

(1) 自然環境の保全と循環型社会の構築について

本村は手つかずの自然や、昔ながらの景観が残っており、それが島の大きな魅力となっています。素晴らしい自然環境と景観を維持するためにも、島について再度学び、当たり前のように近くにある美しい環境を、俯瞰的にとらえることが必要です。自然と共に歩み続ける取り組みについて、長年の懸案事項であった「田名グムイ再生プロジェクト」をモデル事業と位置づけ、行政と住民が一体となり考え行動するために、再生・保全活動や体験交流プログラムを展開し、村民

や来島者に対し自然環境保全思想の普及啓発を積極的に推進していきます。

また、いへやブルーと称される県内でも有数のサンゴ礁が広がる美しい海を保全するため、里山の持つ保水機能の回復とあわせ、ひきつづき赤土対策に努めるとともに、漂着ゴミ対策と海浜清掃ボランティア活動を支援します。

そして、脱炭素島しょ社会の実現に向けた取組みを推進するため、公共施設や産業施設等に対し、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入及び利用促進策を検討してまいります。

(2) 美しい景観形成と土地利用区分の明確化について

今般、本村における原風景の構成要素である集落景観や、山々から海へと連なる美しい自然景観を保全し、島の全体機能を向上させる土地利用の推進を図るため、新たな土地利用計画を策定するとともに、空き家や空き地情報の整理統合を行い、活用方策を検討してまいります。また、ひきつづき集落美化活動を推進するため CGG 団体活動を支援するとともに、村道アッチャビシ線を中心に沖縄離島活性化事業を活用した植栽や休憩施設の整備を行い、持続可能で美しく、かつ観光客および島民の利便性にも配慮した景観形成事業を推進してまいります。

さらに着手から2年が経過した墓地集団化や納骨堂及び永代供養塔の可能性調査については、適切な土地利用や空き家の仏壇問題とあわせ、その実現に向けた取組

を強化してまいります。

第6に、《行財政》“共創・協働のむらづくり”について申し上げます。

(1) 共創・協働によるむらづくりの推進について

今後、益々進展が予想される社会経済情勢の変化の中、高質な行政サービスを維持し、村民ニーズの迅速かつ的確な把握と、意識の高い機動力を持った組織体制の構築が不可欠となります。また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の地域別将来人口の最新版によれば、本村の将来推計人口は約30年後に半減するとの衝撃的な結果が示されております。そのため行政と地域住民とが一体となった共創・協働体制の構築と「縮充」を見据えた必要人口の維持及び人口の社会減の縮小を実現するには喫緊の対策を講じなければなりません。今般、本村では女性が輝き若者が活躍する島づくりを推進するため「若者未来会議」を設置しました。「若者未来会議」ではそれぞれの視点から住み続けられる生活環境や子育て環境のあり方、持続可能な地域活性化方策について議論を重ねております。次世代を担う女性や若者のニーズを的確に捉え、これからの村政運営に反映される土台づくりが出来るものと期待しております。また、ひきつづき定住・交流・関係人口の増加を目指すべく、新たに地域おこし協力隊を2名採用する予定です。

(2) 行財政の健全化について

現在本村では、行政職員の資質向上について「伊平屋村人材育成基本方針」及び「伊平屋村職員研修計画」に基づき、職員の意識改革と複雑高度化する行政課題に的確に対応できる能力育成を図るため、各種研修の実施を推進しております。また、ひきつづき人事評価制度の運用による職員の能力、業績の適正評価に取り組み、職員の意欲向上と業務能力向上を図っていきます。

役場職員の確保については、人手不足が顕著となる中、大変厳しい状況となっておりますが、本村単独の採用試験に加え、離島町村共同による合同採用試験にひきつづき参画し、職員の安定的確保に取り組み、職員定数の適正化を図っていきます。

従前より財政力の乏しい本村においては、これまで既存事業の見直しや、事務事業の効率化などによる歳出の抑制、村税収納率の向上及び受益者負担の見直しによる歳入の確保など、財政の健全化に取り組んできました。

令和4年度の村税は、税込93,794千円、徴収率85.41%となっており、対前年度より2.20%の増となっております。令和5年度も微増の見込みであり、引き続き滞納整理の取組に注力し、役場窓口のみならず、臨戸訪問や電話での納付相談を適宜行い、徴収率の向上に努めます。また、県職員が市町村職員の身分を持って支援を行う併任制度を活用し、相談体制や徴収技術の習得および県と本村のさらなる連携強化を図ります。

自主財源の確保策となる「ふるさと納税制度」では、寄付額の増収とリピーターの定着を目指し、利便性の向上や新たな返礼品の拡充、手続きの効率化を図り、webプロモーションをはじめとする積極的、多角的な情報発信により、本村の魅力を発信するツールと捉え、より多くの方々に伊平屋村を継続して応援していただきながら、交流人口や関係人口の拡大に繋がるよう努めます。

また、昨年度より取組強化を図ってきた「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度」は、予定額を大幅にこえる1億8千万あまりの寄付が見込まれております。令和6年度は税率優遇措置の最終年度となることから、ひきつづき本制度を活用した施策、地域活力の充実にPRしながら、積極的に活用していただけるよう企業に働き掛けを行い、寄附の獲得に努めます。

今後も村税徴収率の向上や、ふるさと納税制度を推進し、伊平屋村の魅力発信や地域経済の活性化を図るとともに、自主財源の確保に努め、健全で安定した財政基盤を確立することにより、地域の自立を図り、将来にわたって村民が暮らしやすい安定した自治体を目指します。

（3）区民活動の活性化について

本村が目指す「誰一人取り残さない持続可能な美ら島いへや」を実現するためには、その根幹となる区民活動への支援策は必須となります。そのため、ひきつづき各行政区が独自で行う事業について活動費補助金を交付するとともに、各行政区の更なる活性化を推進するため

の人的支援や、備品整備等にかかる宝くじ助成事業を実施してまいります。

Ⅲ おわりに

以上村政運営に対する施策を実現していくための考えについて述べてまいりました。本年度実施予定の事業は、これからの村づくりに欠かすことのできない重要な事業であります。主役は村民であること、そして村民視点に立って常に行政サービスの向上に職員一丸となって取り組んでまいります。

本村においても、コロナ禍の影響が和らぐなか、各種イベントの通常開催や入域観光客数の増加など、持ち直しの動きが続く一方で、人手不足やロシアや中東問題に端を発した国際情勢の不安定化による物価高騰や事業者の収益圧迫などが懸念されております。また、東京株式市場では日経平均株価の上昇によって、長きにわたるデフレからの脱却の兆しが指摘されているものの、賃金上昇が物価高に追いつかない状況により、個人消費や設備投資は依然として低迷を続けているものと感じております。

他方、村のもう一つ玄関口である運天港を擁する今帰仁村では、やんばる観光の新たなスポットとして一大テーマパークの開園が具体化されたとの喜ばしいニュースが発表されました。沖縄一の観光スポットである美ら海水族館や世界自然遺産のやんばるの森につづく、三大スポットと

して北部地域の観光振興に大きく寄与するものと期待しております。

本村においても、令和6年3月14日から本村初となる海外クルーズ船の寄港が予定されており、今年は計4回の受入が既に決定しております。

日本国内でインバウンド観光が注目されるなか、これらの取組はリスクを伴うことも予想されますが、域内経済循環率の向上や人口減少対策の一助となるよう、対策を講じてまいります。

これから先、希望に満ちた時代は私たち自身が支え合い励まし合いながら築いて行くものであります。人口減少という危機を皆で共有しながら目指すべき未来に向けて力を合わせ全力で取り組んでまいります。

村民の皆様、議員の皆様におかれましては、新たな時代にみんなの笑顔と本村の未来を創るため、今後の村政運営により一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

令和6年3月11日

伊平屋村長 名嘉律夫